

NISA の大幅見直し

政府・与党は令和5年度税制改正で、個人所得課税に関しNISA（少額投資非課税）制度の大幅な見直しを決定しました。今回の税制改正のなかで関心が高い、トピックスとしてまとめました。

✚ 新NISAの制度概要

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間(注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限度額 (総枠) (注2)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
			1,200万円(内数)
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔 現行のつみたてNISA対象商品と同様 〕		上場株式・投資信託等 (注3) ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、高レバレッジ 型及び毎月分配型の投資信託等を除外
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した 商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※ 現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(注1)非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保
(注2)利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理
(注3)金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施
(注4)2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

(出所：金融庁)

✚ 見直しのポイント解説

- 制度の恒久化、非課税保有期間の無期限化

現NISAは時限的制度の位置付けでしたが、新NISAは恒久の制度となります。

現つみたてNISAは「つみたて投資枠」、現一般NISAは「成長投資枠」に改められます。

合わせて、非課税保有期間が無期限となります。以前は期限があったため、期限時に非課税を継続するためにはロールオーバーの手続きが必要でしたが、新NISAではそうした手続きは不要です。

- 年間投資枠の増額

年間投資枠（年間に買付可能な金額上限）がそれぞれ増額されます。

（つみたて投資枠）年 120 万円 ※現つみたてNISAは年 40 万円

（成長投資枠）年 240 万円 ※現一般NISAは年 120 万円

- 投資枠の併用が可能

現 NISA は年ごとに、つみたて NISA と一般 NISA のいずれか一方を選択する利用方法でしたが、新 NISA は毎年、つみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能です。よって、フルで併用した場合、年間の投資上限は合計 360 万円（つみたて投資枠 120 万円＋成長投資枠 240 万円）となります。

- 非課税保有限度額（総枠）の新設

非課税保有期間の無期限化に伴い、口座内で保有可能な限度額（総枠）が設定されました。利用者は、限度額に達するまで新たな投資が可能です。保有額は簿価残高で管理し、枠の再利用が可能です。（途中で商品を売却した場合は保有額が減り、総枠に余裕ができる仕組みです。）

保有限度額は、つみたて投資枠と成長投資枠合計で 1,800 万円。ただし、成長投資枠単体では 1,200 万円が上限です。よって、つみたて投資枠の上限は、1,800 万円－成長投資枠利用額、となります。

- 投資商品等

（つみたて投資枠）現つみたて NISA と同じ、所定の投資信託への積立投資に限定されます。

（成長投資枠） 現一般 NISA に準じ、一部を除き制限はありません。

- 制度移行

現 NISA は 2023 年 12 月末まで。新 NISA は 2024 年 1 月開始です。

なお 2024 年以降、現 NISA で保有する商品は現行制度における非課税措置が継続適用されます。よって、現 NISA 利用者は当面の間、現 NISA と新 NISA 両方の非課税措置を受けることとなります。ただし、現 NISA で保有する商品を新 NISA に移管することはできません。

✚ 見直しの評価と影響

政権発足当初、資産課税強化を探っていた岸田内閣とは思えないほど、大盤振る舞いの非課税制度となりました。つみたて枠で年 120 万円（月平均 10 万円）、総枠で 1,800 万円と、限度額は大幅に増額されました。枠を使い切ることができる人は、そう多くはいないでしょう。

使い勝手も大きく改善されたため、特定口座からの資金シフトが起こってもおかしくありません。業者（証券、銀行等）は営業戦略を見直す必要が出てくるでしょう。

なお、iDeCo との使い分けに悩む利用者が増えそうです。所得控除ができる iDeCo、いつでも換金できる NISA、どちらを選ぶか悩ましいですが、若年層は圧倒的に NISA を選択するかもしれません。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-14 トータスビル 1 階

TEL : 03-3812-8211 FAX : 03-3812-8213

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先